

事前評価調書

I 事業概要	
事業名	交通安全対策事業（歩道設置）
地区名	一般県道 <small>すなりしつぼういなざわせん</small> 須成七宝稲沢線
事業箇所	<small>あまぐんかにえちようすなりにし</small> 海部郡蟹江町須成西4丁目地内
事業のあらまし	<ul style="list-style-type: none"> ・本路線は、<small>かにえちよう いなざわし</small> 蟹江町と稲沢市を結ぶ南北交通の幹線道路である。 ・当該区間は、<small>すなりにし</small> 須成西地区の生活道路として利用されている箇所である。北側に主要地方道 <small>なごやかにえやとみせん</small> 名古屋蟹江弥富線、西側に主要地方道 <small>いちのみやかにえせん</small> 一宮蟹江線があり、また、<small>ひがしめいはん</small> 東名阪自動車道の蟹江ICが近くにあることから、幹線道路の抜け道として利用する車両が多いが、歩道が設置されておらず、歩行者が非常に危険な状況となっている。 ・また、歩道が設置され通学路としても利用されている区間においても、一部で歩道幅員が狭小であり、安全な通行空間が十分に確保できていない。 ・そのため、本事業で歩道の設置、拡幅を実施することにより、歩行者の安全を確保するものである。
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 歩行者の安全確保</p> <p>② 通学路の安全強化</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>
事業費	事業費
	0.30 億円
内訳	
■工事費 0.22 億円、□用補費 0.00 億円、■その他 0.08 億円	
事業期間	採択予定年度 平成 29 年度 着工予定年度 平成 29 年度 完成予定年度 平成 30 年度
事業内容	・歩道設置工 L=180m、W=2.5m
II 評価	
① 事業の必要性	1) 必要性
	判定
② 事業の実効性	1) 事業計画
	2) 地元の合意形成

・本路線は、車両交通量が多いのにも関わらず、歩道が設置されていないため、歩行者が非常に危険な状況となっている。

・歩行者と車両を分離し安全を確保するため、歩道を設置する必要がある。

・また、歩道が設置されている区間の一部において、歩道幅員が狭小であり、安全が十分に確保されていないことから、安全に通行できるように歩道拡幅を実施する必要がある。

A A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。
 B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。

【理由】
 現状の課題から事業の必要性があると判断されるため。

		H29	H30
工種区分	調査・設計	←→	
	工事		
	・歩道設置工	←→	←→
事業費（億円）		0.3	

・地元から強い要望があり、地元の合意形成が図られる環境にある。

判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。
	【理由】	円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性が期待できるため。
Ⅲ 対応方針		
事業実施が 妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。	
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容		
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>事業実施前後の交通状況、歩行者及び通学路の安全性の変化。</p>		